

地方キャラバンの結果について

品目横断的経営安定対策をはじめ農政改革について、本省幹部が生産現場まで出向き、農業者をはじめ関係者から直接御意見等をお聞きする取組（地方キャラバン）を8月29日から10月5日まで実施し（東京、神奈川、大阪を除く44道府県で実施。）、農政改革に関しては、以下のような御意見等が各地で数多く出された。

1 農業者からの声

（1）品目横断的経営安定対策

① 制度説明

- 過去実績で交付額が算定される意味や、産地づくり交付金との違いがわからない等、制度の仕組み・内容が理解しづらい。農家がわかるよう、説明を工夫してほしい。
- わかりやすいパンフレットや、ビデオ、手取りがわかるシミュレーション等、平易に理解できるような資料を作ってほしい。

② 加入要件・加入手続

- 面積の特例があるといっても厳しいので、基準を更に緩和してほしい。
- 集落営農については、経営としての実体が整っておらず、5年以内に農業生産法人化しなければならないという要件が厳しい。
- 加入申請書類が細かい上、農地関係等の添付・確認書類も多過ぎる。また、経営に変化がないのに毎年加入手続を行うのは煩瑣である。集落営農の代表者等は、農地・水・環境保全向上対策等も併せると、事務だけで忙殺され、簡素化してほしい。
- 麦の加入申請時期（6～8月）については、翌年の営農計画がきちんと立った後にするよう見直してほしい。

③ 交付金の対象品目・水準・支払時期等

- 対象品目は、地域の実情を踏まえて検討してほしい。（そば、なたね等）
- 従来の一俵いくらという制度と異なり、不作の時には保障があるとはいえ、過去実績では豊作の場合でもそれに見合った収入が増えず、何となく違和感がある。
- 緑ゲタ（注：生産条件不利補正対策のうち過去の生産実績に基づく支払）について、直近の収量の実勢を反映していないのではないか。
- 農地の権利移動に伴う緑ゲタの移動が当事者協議となっているため、トラブルが多発しており、ルールを定めてほしい。
- 麦について、黄ゲタ（注：生産条件不利補正対策のうち毎年の生産量・品質に基づく支払）の対象数量に、アローワンスを超えた分も入れてほしい。
- 緑ゲタ及び黄ゲタの交付金の交付が遅く資材の購入資金等が確保できないので、農家の資金繰りを考慮し交付時期を早くしてほしい。
- ナラシ対策（注：収入減少影響緩和対策）については、米価が大幅に下落した場合には、経営の安定につながらないため、さらに改善してほしい。
- 個人等が行う米の直接販売について、ナラシ対策の対象となるためには、市場価格に連動して価格改定を行うことが要件となっており、かつ、JAに出荷するものに比べて、契約書等の提出書類が多く不公平。
- 資金が乏しい時期（7月）にナラシ対策の拠出金の拠出を求められ、対応に苦慮している。拠出時期を遅くしてほしい。
- 交付金申請手続は年2～3回行う必要があり、煩瑣である。加入申請手続とも併せて事務が大変であり、簡素化してほしい。

（2）集落営農の取組

- 組織化に当たって、リーダーが不在であるとともに、経理の一元化等運営に対する不安がある。
- 集落営農を法人化すれば、収支が明確となり、経営を効率化する必要があるが、条件の悪い地域や高齢者が多いところではなかなか難しい。

- 新しい作物の導入、組織運営に対する経費への支援等、集落営農の経営や運営が将来とも円滑にいくよう、より一層の対策を講じてほしい。

(3) 米政策

- 米価の下落が続き、将来が大変不安。再生産が可能となる所得が確保できるような対策を講じてほしい。
- 米の生産調整については、過剰作付の県や農業者が多く、実施している者が不利益を受けることがないような対策が必要。
- 生産調整を円滑に進めるため、産地づくり交付金の維持・増額をしてほしい。

(4) 農地・水・環境保全向上対策

- この対策は、地域の活性化に有効に使われているという評価。
- 事務・確認手続が煩瑣であり、簡素化してほしい。

(5) 農政への現場の声の反映

- 地方キャラバンで出された意見等については、農林水産省内できちんと受け止めて、必ず実のある改善策を講じてほしい。

2 行政・関係団体からの声

行政や関係団体からは、上記のような生産現場と同様の声があったほか、次のような意見等が出された。

(1) 懸念事項

- 小規模に農業を営んでいる高齢者等が、要件に達することができない等により対策に参加できず、集落営農組織への参加にも得心がいかないため、「農業者としてのプライド」が傷つけられたと感じたのではないか。
- 集落内部で対策の対象となる一部の担い手と対象とならない多くの非担い手に分かれ、その結果、非担い手が生産調整や共同作業等に協力しなくなるなど「集落の和」が乱れてしまうことが懸念される。
- 「戦後農政の大改革」と喧伝されていたが、中身を見ると米・麦・大豆等土地利用型農業の品目に限られ、説明を受ける機

会が少なかった野菜・果樹や畜産地帯等の農業者は期待外れという感じを持ったのではないか。

(2) 政策の基本的考え方

- 政策をすぐに変更するようだと、現場は混乱するし、「猫の目農政」と批判を受けることを懸念する。
- 農業従事者の減少や高齢化が進行し、このままでは展望が開けない中、担い手の育成により将来にわたって地域の農業を維持していこうとする今回の政策については、一定の改善は必要だが、方向は維持することが必要。

今回のキャラバンで出された御意見等については、省内の「農政改革三対策緊急検討本部」において、今後の対応策を検討する。

検討に当たっては、

- ① 我が国の土地利用型農業の体質強化を進め、食料の安定供給の確保を図ること
 - ② 国際規律に耐え得る政策体系を確立すること
- という制度の根幹となる考え方は維持しつつ、地域活性化も含めた幅広い視点で検討し、可能なものから改善していく考えである。

— 問い合わせ先 —

農林水産省経営局経営政策課

経営安定対策室推進指導班

代表：03-3502-8111（内線5138）

直通：03-3502-5601

当資料のホームページ掲載先URL

<http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8.html>